介護保険はみんなで支えあう制度です。保険料は期限内に納めましょう！

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みです。「介護が必要になる」のは限られた人だけでなく、誰にでもその可能性があります。

万が一、介護が必要になったときは、利用料の1割または2割を自己負担していただくことで、サービスを利用できます。（サービスの種類によっては、別に費用がかかる場合があります）

自己負担以外の費用は、40歳以上の人が支払う「介護保険料」と「公費（税金）」で賄っています。

■介護保険料の納付方法は

佐賀中部広域連合へ納付していただいている65歳以上の人の介護保険料の納め方は2種類に分かれます。

◎特別徴収（年金天引き）

○年金が年額18万円以上の人

◎普通徴収（納付書または口座振替）

○年度の途中で65歳になった人、転入された人

○年金を受給していない人、年金が年額18万円未満の人　など

納付書で納める人は、毎月納期限までに金融機関、郵便局などで納付していただく必要があります。（コンビニでは納付できません）

口座振替にすれば、金融機関へ出向く手間も省け、納め忘れもなくなります。

■納め忘れがあるときは

保険料を滞納すると、滞納処分や介護サービスを利用した際の負担割合が3割に引き上げられるなどの給付制限を受けることになります。未納分がある場合は、必ず納付相談をしましょう。

問い合わせ　地域包括支援課　☎75－6033
佐賀中部広域連合 業務課　☎40－1135

納めた国民年金保険料は全額が所得税・住民税の社会保険料控除対象です!!

（年末調整・確定申告まで大切に保管を!!）

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除としてその年の課税所得から控除できます。

控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日までに納められた保険料が対象です。（過去の年度分の保険料も含まれます）また、家族の国民年金保険料を納付された場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。このため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

証明書はいつ送付されるの？

1月1日～9月30日までに納付した人→11月上旬から
10月1日～12月31日までに今年はじめて納付した人→平成30年2月上旬以降

国民年金保険料の「後納制度」があります

過去納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」を平成30年9月まで特例で実施しています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった人が受給資格を得られることがあります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。

問い合わせ
市民生活課 保険年金係　☎75－2159
年金加入者ダイヤル　☎0570－003－004